

令和元年度 蓮田市総合教育会議

学校教育課 教職員の資質向上について

資料一覧

- 1 教職員の資質向上のための取組一覧 . . . p.1
- 2 初任者研修について . . . p.3
- 3 蓮田市教員研修事業「若手教員研修」要項 . . . p.6
- 4 5年経験者研修異校種授業研究会要項（一部抜粋） . . . p.7
- 5 中堅職員育成講座募集案内 . . . p.10
- 6 蓮田市臨時的任用教員研修について . . . p.12
- 7 蓮田市教職員全体研修会 . . . p.13
- 8 蓮田市英語・外国語活動夏季研修会要項 . . . p.14
- 9 児童・生徒のよりよい育ちをサポートする教育指導法研究講座について
（特別支援教育に係る研修会） . . . p.15
- 10 令和元年度不登校調査について . . . p.16
- 11 令和元年度いじめ調査について . . . p.17
- 12 令和元年度蓮田市相談員等連絡協議会（要項） . . . p.18
- 13 教職員倫理確立委員会（各学校）取組状況まとめ . . . p.19
- 14 情報機器の活用状況について . . . p.21
- 15 教職員の年齢構成表 . . . p.23

教職員の資質向上についての取組一覧

1 蓮田市教育委員会が組織・運営しているもの（研修会・調査等）

- (1) 初任者研修授業研究への教育委員会学校教育課指導主事の派遣
- (2) 蓮田市教員研修事業「若手教員研修」
蓮田市立小・中学校教員で、原則として教員経験4年目の者。
- (3) 5年経験者研修異校種授業研究会
- (4) 中堅職員育成講座
- (5) 蓮田市臨時的任用教員研修
- (6) 蓮田市教職員全体研修会
- (7) 人権教育に係る管理職研修会及び教職員全体研修会
- (8) 蓮田市英語・外国語活動夏季研修会
- (9) 児童・生徒のよりよい育ちをサポートする教育指導法研究講座（特別支援教育に係る研修会）
- (10) 不登校調査・いじめ調査
- (11) 蓮田市相談員等連絡協議会

2 教職員及び各学校が組織・運営しているもの

- (1) 蓮田市教育研究会（全29研究部）
- (2) 教職員倫理確立委員会（各学校）

3 学力向上に向けての取組

- (1) 国語学力向上推進委員会の取組
国語の学力向上を目指し、全国学調及び県学調の調査結果をもとに、課題を解決するための学習プリントを作成する。
- (2) 算数・数学学力向上推進委員会の取組
全国学調及び県学調の調査結果をもとにワークシートを作成し、算数・数学の基礎・基本の定着を目指す。
- (3) ICT 機器の活用
令和元年8月、各小学校へホワイトボードとプロジェクターが一体型となった機器及び、タブレット型パソコンの導入を行った。

平成31年度 初任者研修について

1 目的

初任者研修は、新任教員に対して、法に定められた研修として埼玉県教育委員会、蓮田市教育委員会及び学校において実施する。一年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的としている。

学校においては、拠点校指導教員や校内指導教員を中心に、全教員が初任者研修に関わる体制づくりを構築する。(教科指導、生徒指導、学級経営等必要な研修分野を分担して指導する)

2 市内の初任者研修該当者の配置

- (1) 小学校2名(男1名、女1名)：原則として第3～5学年を担当する。
- (2) 中学校2名(男2名、女0名)：原則として第3学年担任には充てない

*留意点

- ア 課業日の機関研修は10日間となる。
- イ 機関研修に係る非常勤講師、は初任者研修に係る授業の指導時間を補充する目的で措置されているので、初任者研修以外の業務に従事させることはできない。
- ウ 日付の確認、非常勤講師への連絡等は、各学校でお願いします。

3 学校研修について

- (1) 初任者の研修時数は、週当たり6時間(教科等研修3時間、一般研修3時間)程度となるようにする。
年間の研修時数の合計は、**180時間以上**となるようにし、**教科等の時数が過半数以上**となるようにする。
- (2) 初任者研修の指導者の研修実施時数(準備・まとめ等を含む)は、週当たりおおむね10時間程度、**年間300時間以上**となるようにする。

3-1 拠点校指導について

- (1) 初任者5人に1人の割合で、指導に従事する「拠点校指導教員」を配置し、校内にコーディネーター役の校内指導教員を置く方式である。
- (2) 初任者5人に対し、拠点校指導教員に係る定数加配教員を1人を措置する。
- (3) 初任者1人に対し、機関研修に係る非常勤講師(1日7時間勤務)を初任者のいる学校に1人を措置する。
- (4) 拠点校指導教員指導は、週1日以上、1日7時間で(内、初任者の研修時間は3～4時間)、年間210時間程度行う。
- (5) 校内指導教員指導(校内指導教員を中心に実施)は、週2時間程度、年間90時間以上行う。

- (6) 原則として拠点校からの出勤、出勤簿の捺印をする。
- (7) 内容は、学習指導全般の指導、一般研修指導、授業参観等を行う。
- (8) 校務分掌は初任者研修担当としているところが多い

3-2 拠点校方式によらない実施

- (1) 初任者1人に対し、指導教員に係る非常勤講師（1日6時間勤務）を年度内で70日、初任者のいる学校に1人を措置する。

※ 日付、曜日の確認、非常勤講師への連絡等は、各学校でお願いします。

3-3 校内指導教員(コーディネーター役)

- (1) 他の教員(校長、教頭、教務主任、学年主任、教科主任、特活主任等)と連携し、校外研修、拠点校指導教員研修以外の日(週3日)に2時間程度、年間90時間以上の研修を行う。

- (2) 授業研究等について

①学校研修「示範授業」については、次の研究授業を代替できる。(年2回程度)

- ・ 国、県、市委嘱している学校での研究授業
- ・ 埼玉大学教育学部附属小・中学校が実施する研究授業
- ・ 埼玉県連合教育研究会が実施する研究授業

②回数について(授業研究6回以上)

教科等3以上、道徳1以上、学活1以上、ただし道徳と学活をあわせて3以上

4 機関研修に関して

①課業日の機関研修10日

②中学校の機関研修日は木曜日とし、前グループ・後グループの2班で実施。2週で1サイクル。課業日10日のうち4日は、2グループ合同。

③年間で15回(＋1回[市教委開催〈夏季休業日〉])の機関研修を実施。

＊2年目研修・・・「ステップ・アップ研修」

3年目研修・・・「ジャンプ・アップ研修」(平成30年度から)

- (1)欠席等について

◎初任者研修は法定研修です。出席が原則。(移動できる学校行事は移動をお願いします)

①期日変更・・・**事前協議**(学校 — 市教委 — 総合教育センター)

年間の行事を確認して、早めに協議をしてください。

期日変更の受付締切：**6月末日**

②欠席

○**事前協議**(学校 — 市教委 — 事務所 — 義務教育指導課)

→ 欠席届3部を市教委へ(平成30年度より公印省略、電子メール可)

○病気等で当日欠席

- ・学校は、総合教育センター研修担当と市教委へ電話連絡
- ・欠席届3部を市教委へ（平成30年度より公印省略、電子メール可）

(2)小・中学校初任者研修情報サイト等の活用をお願いします。

5 初任者研修に関する提出物

提出書類	提出日	部数
平成31年度小・中学校初任者研修学校研修計画書（様式1）	5 / 10（金）	3部
初任者・校内指導教員・その他の教員に係る週時程（様式2） （様式3）	5 / 10（金）	3部
拠点校指導教員の週時程計画書（本務校のみ 様式4）	5 / 10（金）	3部
平成31年度小・中学校初任者研修学校研修報告書	年度末	3部
初任者研修のまとめ	年度末	1冊

※ 詳細は、それぞれの依頼文書等を確認ください。電子データも提出願います。

6 初任者研修に係る出張等

(1) 小・中学校初任者研修開講式及び第1回研修会

- ① 日 時 平成31年4月3日(水) 9:15 ~ 16:30
- ② 場 所 さいたま市民会館おおみや
- ③ 持ち物 印章、筆記用具、昼食、自校で使用している名札、
初任者研修の手引き（県立総合教育センターホームページよりダウンロード・印刷して持参）、教師となって第一歩 等

(2) 小・中学校拠点校指導教員連絡協議会

- ① 日 時 平成31年4月5日（金） 13:30~16:30
- ② 場 所 県立総合教育センター 大研修室他

(3) 小・中学校校内指導教員（拠点校方式によらない指導教員を含む）連絡協議会
（西部・東部）

- ① 日 時 平成31年4月4日（木） 10:00~12:00
- ② 場 所 県立総合教育センター 大研修室他

7 その他

- (1) 学校研修計画書等の作成にあたりましては、平成30年度小・中学校初任者研修の手引きを埼玉県立総合教育センターホームページより印刷の上、御活用をお願いします。
- (2) 実施計画、研修記録用紙、実施報告等は、3年間保存です。
- (3) 市役所にて実施しました、教育委員会と初任者との面談の際に配布した資料を添付します。

蓮田市教員研修事業「若手教員研修」実施要領

学校においても世代交代の時期を迎え、毎年多くの初任者が採用されている。初任者研修は、「教育公務員特例法」に基づく法定研修として県教育委員会が実施している。

学校教育の諸課題解決のため、一層若手教員には、情熱と使命感をもって、次代を担う子どもたちの健やかな成長にあたることが求められており、研修の継続が必要である。

そこで、蓮田市では、初任者研修等を終えた若手教員（教職経験4年目の教員）を対象に具体的で実践的な研修を実施し、資質向上・充実を図ることを目的に以下のとおり、本事業を実施するものである。

1 研修の目的

- (1) 蓮田市立小・中学校の若手教員の意欲を喚起し、教師としての資質の向上・充実を図る。
- (2) これまでの教育実践を基盤に、教育の基本的事項について研修するとともに、専門的知識の習得、技能の向上を図る。

2 主催者 蓮田市教育委員会

3 参加対象者

蓮田市立小・中学校教員で、教員経験4年目の者。

4 研修内容

- | | | | | |
|-----|---------|-----|--------|-------|
| (1) | 教科・領域指導 | ・・・ | 授業研究1回 | 2月まで |
| (2) | 教育全般 | ・・・ | 講義 | 夏季休業日 |

5 研修回数 2回

6 研修計画

形態等	時期	内容等
授業研究	令和2年 2月まで	教科・領域指導 教科・領域を一つ選んで指導案を立案し、授業研究を1回行う。支援担当訪問等の授業研究を含む。 ※指導案の提出をお願いいたします。
講義	夏季休業日 (8月19日 10:00～ 11:30 <受付9:50>)	講師から学級経営・教科指導・生徒指導等に関する講義を聞き、今後の教育実践に役立てる。 <今年度(予定)> ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善 ・「学級経営」の効果的な取組 (指導者)埼玉県教育局市町村支援部義務教育指導課指導主事

7 附 則

この要領は、平成25年5月1日に教育長決裁し、平成25年5月8日より適用する。

5年経験者研修異校種授業研究会要項

Ⅳ 異校種授業研究会について

1 研修協力校の選定及び参加者の決定

- (1) 市町村教育委員会教育長は、異校種授業研究会の実施に当たり研修協力校（小・中学校）を選定し、協力を依頼する。
- (2) 幼稚園の研修協力校については、総合教育センターが市町村教育委員会と連携して選定し、協力を依頼する。
- (3) 県立学校の研修協力校については、総合教育センターが選定し、協力を依頼する。
- (4) 市町村教育委員会は、参加者の調整を行う。
- (5) 市町村教育委員会は、参加者の研修内容及び会場等について所属長に決定の通知を行う。
- (6) 市町村教育委員会教育長は、研修協力校の名称、日時及び活動内容の概要について、各教育事務所に報告する。
- (7) 市町村教育委員会教育長は、幼稚園もしくは県立学校への参加希望者を各教育事務所長経由で、総合教育センター所長に報告する。
- (8) 各教育事務所長は、総合教育センター所長へ研修協力校の名称、日時及び活動内容の概要について報告する。
- (9) 総合教育センター所長は、幼稚園・高等学校・特別支援学校5年経験者研修対象者がいる所属長へ研修協力校及び日程等を通知する。
- (10) 所属長は、市町村教育委員会及び各教育事務所経由で総合教育センター所長へ参加希望者等を回答する。
- (11) 総合教育センターは、市町村立学校への参加希望者を各教育事務所経由で、各市町村教育委員会教育長に報告する。また、総合教育センターは、会場校となる研修協力校の名称、日時及び活動内容の概要についても、各教育事務所経由で各市町村教育委員会教育長に報告する。

2 研修期日の設定

- (1) 研修期日は、原則9～11月の1日とし、かつ給与支給日を除く勤務日とする。また、県立学校の研修教員の受け入れが可能な場合は、木曜日も除く。
(半日単位を2回実施し、1日とすることも可とする。)
- (2) 研修時間は、研修協力校の勤務時間内とし、かつ受講生の勤務時間内とする。

3 研修協力校との打合せ等

- (1) 小・中学校の研修協力校との打合せ及び研修当日の出欠の確認、開・閉会行事等の運営、活動状況の確認、活動中の安全確保等の業務は、市町村教育委員会担当者が行う。
- (2) 幼稚園・県立学校の研修協力校（園）との打合せ及び研修当日の出欠の確認、開・閉会行事等の運営、活動状況の確認、活動中の安全確保等の業務は、総合教育センター担当者が行う。

4 授業者・指導助言者の派遣

- (1) 授業研究会の授業者は、「はつらつ先生」「れんたつ教職員」の表彰を受けている教員等、意欲や情熱をもって日々の教育活動に取り組み、卓越した指導力を発揮し、他の教員の模範となる実績を上げている教員から選定する。

(2) 小・中学校会場の指導助言者は、市町村教育委員会教育長が依頼する。

5 その他

(1) 5年経験者研修受講生については、所属する学校とは異なる校種で実施する異校種授業研究会に参加する。

(2) 異校種授業研究会について疑義が生じた場合には、総合教育センターに連絡し、協議すること。

**平成〇〇年度〇〇地区小・中学校 5 年経験者研修
異校種授業研究会実施細則(例)**

1 目的

異なる校種の教員が授業研究を通して、児童・生徒の発達段階に応じた教育内容や方法について相互理解を深めるとともに、授業力を向上することをねらいとする。

2 主催

埼玉県教育委員会（実施：〇〇地区小・中学校 5 年経験者研修実施運営委員会）

3 該当者

〇〇地区小・中学校 5 年経験者研修の参加者

〇〇地区市町村立幼稚園 5 年経験者研修の参加者

4 研修協力校

市町村教育委員会が選定する。ただし、幼稚園等及び県立学校については総合教育センターが調整する。

5 研修日

9月～11月の1日で、研修協力校が定めた日とする。

6 研修内容

オリエンテーション、授業見学、研究授業見学、研究協議、感想発表等

7 参加報告

受講者の所属長は、受講者の参加会場及び期日について、教育事務所長あて、様式4-5により報告する。

8 その他

(1) 市町村立学校から県立学校における異校種授業研究会に参加を希望する者については、県立総合教育センターと調整する。

(2) 県立学校から市町村立学校における異校種授業研究会に参加を希望する者については、県立総合教育センターと調整する。

(3) 県立学校からの参加者には、参加報告書の様式が小・中学校のものと異なるので、様式4-5を配布しないこと。

(注) 各地区の実施細則は、本細則例を参考にして、各地区委員会で作成する。

平成31年度 学校における中堅職員育成講座の募集案内

主催：蓮田市校長会 共催：蓮田市教育委員会

1 趣 旨

近年の社会状況の変化を受け、学校に求められる役割は、今まで学校が果たしてきた伝統的な教育機能だけでは対応できない状況となっています。多くの困難な課題や新しい課題が発生しています。

それらの教育課題に対応しながら、児童生徒の望ましい成長を支援するために、新しい学校のマネジメント方法や、教職員として身につけるべき素養、基礎的な教育法規について学び、資質向上を図ることを目的として本講座を開催いたします。

- 2 実施回数 5回 (開催予定月 6・8・9・10・11月)
- 3 時 間 60分～180分/回 (午後3時30分～午後4時30分、午後3時00分～午後4時30分、午後1時00分～午後4時30分の予定)
- 8月の講座は通常分を2コマ行います。(90分×2コマ)
*途中回からの参加も可能です。
- 4 会 場 市役所会議室など
- 5 参加費 不要
- 6 参加人数 制限はありません。
(昨年に引き続きの講座への出席を歓迎します)
- 7 参加条件 *参加を希望する教職員
*蓮田市教育委員会が参加を要請する教職員
*校長が、強く推薦する教職員
***経験人事により他市町村から本市へ異動してきた教職員(悉皆)**
- 8 手 続 き 蓮田市教育委員会教育長宛に、自校の校長をとおして提出してください。
本人から校長へ 様式1・・・2部 4月19日(金)まで
校長から教育委員会教育長へ
様式1、様式2・・・各1部 4月26日(金)まで
- 9 内 容 内容は、講師の都合等に変更することがあります。
(別表1) (昨年と表題が同じでも、内容は変わります)

回	日程	内 容	講師等	担当	備考
第1回	6月26日 (水) 15:00～ 16:30	【開講式】 挨拶「講座の趣旨について」 講話「社会の変化と教育」(仮) 講義「学年・学級経営について」	教育長 校長会代表 指導主事		305

第 2 回	8月19日 (月) 13:00~ 16:30	(情報提供) 講義1「魅力ある学年・学級経営」 (仮) 講義2「学校相談担当として中堅職員に望むことー保護者や地域からの苦情にどのように対応していくかー」	講師未定		303
第 3 回	9月10日 (火) 15:30~ 16:30	・ワークショップ 「学年・学級経営の実践について」 (8月末までにレポートを提出)	指導主事		302
第 4 回	10月23日 (水) 15:30~ 16:30	(研究協議) 「最近の教育課題とその対応について」	指導主事		304
第 5 回	11月12日 (火) 15:00~ 16:30	講義 「学校運営と学校事務」 【閉講式】 「これからの学校に期待すること、魅力ある教師へ」	市内実績教 職員 教育長 校長会代表		301

令和元年度 蓮田市臨時的任用教員研修について

1 ねらい

保護者や地域社会の信頼に応える学校教育を推進するため、教職員は絶えず研究と修養に努めなければならない。本市の臨時的任用教員についても服務について常に適正を保つとともに、日々の職務を遂行する上で特に留意すべき点を改めて理解し、実践できるようにすることをねらいとする。

2 参加対象者

蓮田市臨時的任用教員（原則蓮田市での採用が1年目の者）

3 内 容

- (1) 教育事務所の研修 令和元年5月23日（木）13：45開始 13：30受付
松伏町中央公民館（東武スカイツリーライン北越谷駅下車 茨城急行バス「エローラ行」乗車）
内容：（1）教員としての心得（服務、事故防止等について）
（2）よい授業のポイント（授業づくりについて）
（3）安全教育と安全管理
（4）教育相談の考え方・進め方
- (2) 学校の研修
「平成31年度 臨時的任用教員・任期付教員研修に係る指導のための参考資料」参照
- (3) 教育委員会の研修
 - ア 1学期 （5月20日～7月5日）公開授業
 - イ 夏季休業中 全体研修会（過去に当該研修を履修した教員及び非常勤講師を除く）
8月26日（月） 15：00～16：30 蓮田市役所3階 303会議室
内容：教員としての心得（学校職員の服務、臨時的任用教員の勤務条件等、事故等に関する事例）、児童生徒への接し方、学級経営 など
 - ウ 2～3学期（1月まで） 研究授業

＜令和元年度 教職員全体研修会の様子＞



過去4年間の研修会の内容について

- 1 令和元年度
演 題 「新学習指導要領の完全実施に向けて」
講 師 共栄大学 教育学部 教授 濱本 一 様

- 2 平成30年度
演 題 「特別支援教育の視点を活かした授業のユニバーサルデザイン」
講 師 国立大学法人埼玉大学 教育学部附属教育実践総合センター
教職大学院 発達臨床支援高度化コース
教 授 長江 清和 様

- 3 平成29年度
演 題 「一人一人の学ぶ力を引き出す授業のデザイン」
講 師 東京大学 高大接続研究開発センター
大学発教育支援コンソーシアム推進機構
特任助教 飯窪 真也 様

- 4 平成28年度
演 題 「今後の道德教育と教科化にむけて」
講 師 全国中学校道德教育研究会長
東京都中学校道德教育研究会副会長
三鷹中央学園三鷹市立第四中学校長
賞雅 技子（たかまさ あやこ）先生

令和元年度蓮田市英語・外国語活動夏季研修会開催要項

蓮田市教育委員会

1 目的

小学校外国語活動を推進するため、また中学校英語教育との連携に必要な論理や指導方法について基本的な知識を得る。あわせて、この研修をとおして、2学期以降の教育活動に積極的に生かせる実践力の育成を図る。

2 研修日・内容等

実施日	実施会場	研修形態	講義・演習内容	講師・指導者
8月27日 (火)	蓮田市役所 3階 304 305 会議室	演習 9:00～ 10:50	○演習 Warm Up ○新ALT紹介 ○演習 ALTによる参加型ワークショップ	黒浜北小学校 檜田光東 校長 蓮田市ALT
		研究協議等	○研究協議 11:00～12:00 ・1学期の実践と今後の課題（取組・成果・解決策） 県学力・学習状況調査の結果について	学校教育課 指導主事 中尾信太郎 市内英語科教員

3 日程

令和元年8月27日（火）

8:50 ～ 受付
9:00 ～ 10:50 講義・演習
11:00 ～ 12:00 協議等

4 受講対象者

- (1) 市内各小学校から1名以上
*小学校外国語活動推進員 *過去3年間で本研修会の未受講者優先
- (2) 市内各中学校から1名以上
*小学校外国語活動推進員 *本研修会参加希望者
- (3) 蓮田市小学校外国語活動サポーター
- (4) 蓮田市ALT（外国語指導助手）

5 講義内容

- ・児童・生徒が積極的なコミュニケーションを図るための英語活動
- ・簡単な準備で実施できる英語活動
- ・その他

児童生徒のよりよい育ちをサポートするための

教育指導法研究講座について（特別支援教育に係る研修会）

1 講座の趣旨

現在の学校現場では、特別支援学級や通級指導教室を希望する児童・生徒が増加している。また、通常学級においても、特別の支援を必要とする児童・生徒は増えてきている。

児童・生徒が、よりその子らしく、よりよいところを伸ばしていくためには、教員の指導の工夫、児童・生徒を正しく理解することが不可欠である。

本講座は、特別支援教育に係る具体的な指導や支援の仕方、よりよい児童・生徒理解の方法、校内の特別支援教育の要としての資質を向上させることを目的とする。

2 指導者 蓮田市発達支援相談員 添島 康夫 先生

3 令和元年度の講座内容

(1) 第1回

- ・子供の「できにくさ」「困っていること（ヘルプ）」に対する寄り添い方について、添島先生からの講義。

(2) 第2回

- ・受講者からの事例発表とそれに対する指導法のアドバイス

(3) 第3回（令和元年12月5日）実施予定

(4) 第4回（令和2年2月20日）実施予定

4 受講者の内訳

- ・特別支援学級担任7名
- ・通級指導教室担当者2名

令和元年度 不登校調査について

令和元年度〇月 不登校児童生徒調査

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
蓮田南小	0	0	0	0	0	0	0
蓮田北小	0	0	0	0	0	0	0
平野小	0	0	0	0	0	0	0
黒浜小	0	0	0	0	0	0	0
蓮田中央小	0	0	0	0	0	0	0
黒浜西小	0	0	0	0	0	0	0
黒浜南小	0	0	0	0	0	0	0
黒浜北小	0	0	0	0	0	0	0
				小学校合計			0
	中1	中2	中3				
蓮田中	0	0	0	/	/	/	0
平野中	0	0	0	/	/	/	0
黒浜中	0	0	0	/	/	/	0
蓮田南中	0	0	0	/	/	/	0
黒浜西中	0	0	0	/	/	/	0
				中学校合計			0

令和元年度 〇月 不登校児童生徒調査

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
蓮田南小	0	0	0	0	0	0	0
蓮田北小	0	0	0	0	0	0	0
平野小	0	0	0	0	0	0	0
黒浜小	0	0	0	0	0	0	0
蓮田中央小	0	0	0	0	0	0	0
黒浜西小	0	0	0	0	0	0	0
黒浜南小	0	0	0	0	0	0	0
黒浜北小	0	0	0	0	0	0	0
				小学校合計			0
	中1	中2	中3				
蓮田中	0	0	0	/	/	/	0
平野中	0	0	0	/	/	/	0
黒浜中	0	0	0	/	/	/	0
蓮田南中	0	0	0	/	/	/	0
黒浜西中	0	0	0	/	/	/	0
				中学校合計			0

- ・各学校から報告のあった不登校児童・生徒(長欠の児童・生徒の中で、欠席の理由が「不登校」であるもの)について、上記の表に、2か月間の状況をまとめている。
- ・不登校児童・生徒の状況について各学校が視覚的に捉えることができるよう、表で示した2か月間の状況について、「学校別」「学年別」の棒グラフでも示している。
- ・本調査については、教育委員会定例会で報告しているほか、校長会及び教頭会でも伝え、学校ごとの状況を客観的に捉え、不登校児童・生徒の減少に努めるよう各学校に働きかけている。

令和元年度 いじめ調査について

1 いじめ問題月例報告について

※提出様式
 蓮田市教育委員会教育長 様

第 年 月 日 号
 学校名 _____ 印
 校長名 _____

取扱注意

いじめ問題月例報告 (2) 月

- 1 今月学校で、いじめ問題が発生しましたか。該当欄に○をつけてください。 2 いじめが発生した場合は、発生件数をお書きください。 1 件
- (1) 発生していない。 (〇)
- (2) 発生した。 ()

3 いじめの態様等、及び指導の経過と今後の対応等を具体的に記入してください。(前月までに発生が報告されたもので解消に至らなかった件についてもご記入ください。)

事例	学年	学 組	名 前	いじめの態様等(具体的に)	解消の有無	指導経過と今後の対応等
新規発生①	5	4	黒浜 花子	今月初旬より「くさい」「ばか」「あつちへいけ」など言われたり、友達から無視されるようになってきた。当初、本人が「止めて」と訴えたが改善せず、担任に相談に来た。	有	職員会議や生徒指導委員会で、本人・周囲・家庭の状況について情報交換している。担任は、道徳の時間や学級活動等の時間を使っていじめを許さない学習に取り組んでいる。保護者とは、定期的に面談するなど連絡を密にしながらいじめを指導している。学校は、市の相談員とも連携し、保護者に対し、カウンセリングをしている。 最近、親しい友達と楽しそうに会話をしている姿を見られようになったが、完全に解消したとは言えない。今後も、友達関係の改善に向けて、注意しながら見守りしていきたい。
新規発生②					有	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 新規発生事例は、解消の有無にかかわらず、来月は、継続指導の欄に記入してください。 </div>
継続指導①	4	2	蓮田 太郎	昨年12月からの継続。友達に、給食を配ってもらえない、清掃分担が意図的に重く割り当てられる等嫌がらせが続いていた。	有	担任を中心として学年全職員が児童の諸活動において協働し、その場指導を徹底した。また、保護者会で家庭での協力を得ながら、毎日の短学活、個人面談等を通して生徒の意識改善を図った。今月中旬になり、友達との活動も平常に行われることが観察され、良好な状態が継続している。一応の解決と判断するが、今後も観察を継続していく。
継続指導②					有	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 「解消有」が3ヵ月続きましたら、次月には記入する必要はありません。 </div>

※月例報告は、毎月5日までに提出ください。 教育委員会学校教育課長宛(担当:堀内宛)でお願いします。

令和元年度蓮田市相談員等連絡協議会（要項）

1 ねらい

不登校等の問題を抱える児童生徒の情報を共有し、学校復帰への連携に務めるとともに、相談員の指導力の向上と交流を深める。

2 参加者

- | | |
|--------------------|------------------|
| (1) 蓮田市相談員 | 1名 |
| (2) 蓮田市発達支援相談員 | 1名 |
| (3) スクールソーシャルワーカー | 1名 |
| (4) 適応指導教室指導員 | 4名 |
| (5) 蓮田市心のホット相談員 | 10名 |
| (6) 蓮田市教育委員会担当 | 1名 |
| (7) 蓮田市内小中学校教育相談担当 | 13名（第1回、第4回のみ参加） |

3 日時および場所

- (1) 時間 午後3時から午後4時30分（予定）

- (2) 日程及び場所（予定）

第1回 令和元年 7月10日（水）（別棟 ランチルーム）

第2回 令和元年10月 2日（水）（別棟 ランチルーム）

第3回 令和元年12月12日（木）（別棟 ランチルーム）

第4回 令和2年 2月20日（木）（別棟 ランチルーム）

※詳細は、各回の通知文で確認してください。

4 内容

- (1) 各相談室及び各学校の情報交換（現状と課題）
- (2) 各相談室及び各学校の取組
- (3) 課題解決に向けての研究協議

参考 市町村配置相談員研修会日程

平成31年4月24日（水） 開催済

令和元年 7月 4日（木） 東部教育事務所主催

令和元年11月19日（火） さいたま市民会館うらわ

教職員倫理確立委員会（各学校）取組状況について

1 各学校における教職員倫理確立委員会での取組内容の例

- ・教職員の事故防止について自分のこととして捉える当事者意識をもつため、不祥事防止チェックリストを回答し、結果の分析を行った。特に、「心配あり」の割合が多い項目（情報漏洩、交通事故、不適切指導、体罰）に関しては、倫理確立委員会で、自己分析を行い、今後の対策について協議した。また、委員会で検討したこと、今後の対策等を職員の打合せで周知し、全職員で共通理解した。
- ・本校の個人情報マニュアルに基づき、特に紙ベースの個人情報漏洩に注意を図るため、個人情報持ち出し簿の活用状況の点検を行った。
- ・成績処理等の個人情報の流出に十分留意すること、風通しのよい職場の雰囲気大切に学期末の事務処理を適切に行っていくことなどを確認し、学年に伝達して共通理解を図った。
- ・教職員事故防止研修資料（ワークシート）を用いてワークショップで、わいせつ、体罰について話し合いを行った。若手教員とベテラン教員を組み合わせたグループにしたことで、若手が気付かない視点からベテラン教員の指導もあり、より問題に対する理解が深まった。
- ・職員の服務規律の徹底について、管理職より具体的に指導した。特に、体罰や不適切な指導には重点を置き指導した。また、不祥事を起こす要因、処分の基準についても教職員へ周知した。さらに、事務主事作成の生涯予想給与表をもとに、懲戒処分になる場合の経済的損失についても共通理解を図った。
- ・児童生徒に対する非違行為の根絶に向けて、事例や背景を知り、事故による当事者や家族、学校、社会等への大きな影響、処分等を確認する。「報告・連絡・相談」の徹底を指導する。
- ・事故・不祥事等防止のためのチェックリストを活用し、自己を振り返る機会を設ける。
- ・通勤路の危険箇所を確認し、通勤時の危機意識、自動車運転時の危機意識を高める。ワークショップ形式で意見交換を図り、主体的に考える。
- ・懲戒処分の基準を理解する。
- ・リーフレット「スクール・セクハラ防止のために」の内容をおさえ、確認、周知徹底を図る。
- ・ハインリッヒの法則により、危機管理意識を高める。
- ・成績処理等の個人情報漏洩防止、適正な会計処理、慌ただしい年末年始での交通事故防止の徹底を指導する。
- ・教職員からキャリア・ステージに応じて班をつくり、班ごとに「テーマ」を設けて教職員事故の事例から、その背景や防止策について話し合う。

- ・「個人情報紛失」について、特に「教職員の保護者や児童・生徒との SNS 等の利用」について、事例研修で行った。
- ・「保護者との対応」「児童への適切な指導」について、ロールプレイングを行い、それをもとに話し合いを行った。
- ・全職員に事故や不祥事防止に関する標語を作成してもらい、職員室や更衣室、トイレなど、目にふれやすい場所に掲示することで意識の高揚を図った。
- ・教職員事故防止研修資料（ワークシート）を用い、わいせつ、飲酒、交通事故、金銭取扱、個人情報に関することを取り上げ、各自の考えをまとめワークシートに記入した。その後、それらをまとめたものを配布し話し合いを行った。
- ・交通事故防止について、DVD「ドライブレコーダーは見た」を視聴し、実際の交通事故の例から分析を行った。

2 教職員倫理確立委員会開催状況（平成30年度結果）

蓮田市立小・中学校において平均 10.9回

情報教育機器の活用状況について

1 蓮田市内小・中学校情報教育機器導入状況について

学校名	コンピュータ 教室用PC台 数(台) 小学校:タブ レット型	普通教室用タ ブレットPC 台数(台)	教育用コン ピュータ1台 当たりの児童 生徒数(人)	プロジェク ター一体型ホ ワイトボード 台数(台)	ICTカート (タブレットP C+プロジェク タ)台数(台)	普通教室の大 型提示装置整 備率(%)
蓮田南小	40	13	13.0	9		39.1
蓮田北小	40	10	4.0	6		50.0
平野小	40	10	3.8	6		85.7
黒浜小	40	12	6.8	8		53.3
蓮田中央小	40	13	10.7	9		42.8
黒浜西小	40	11	6.1	7		53.8
黒浜南小	40	11	6.0	7		58.3
黒浜北小	40	10	4.8	6		60.0
蓮田中	40	10	8.3		1	5.5
平野中	40	10	2.4		1	16.6
黒浜中	40	10	6.7		1	10.0
蓮田南中	40	11	6.3		2	16.6
黒浜西中	40	10	6.1		1	11.1
蓮田市合計	520	141	6.6	58	6	38.0
埼玉県			7.4			39.1
全国			5.4			51.2

2 令和元年度情報教育機器導入における特徴

- ①タブレットパソコンをコンピューター教室に各校40台導入
- ②タブレットパソコンを普通教室用に全小学校に計90台導入
- ③プロジェクター一体型ホワイトボードを全小学校に計58台導入
- ④LANケーブルを小学校の体育館に延長

3 学校での情報機器活用の様子



4 情報機器活用の教育的効果

・タブレットPCが導入されたことにより、教室以外の場所（体育館など）に持ち運んで授業を展開することが可能になった。また、小学校の体育館にLANケーブルが延長されたことにより、サーバーへの接続が可能となり、データの読込や、書込み等もその場で行うことができるようになった。

・グループで1台ずつ、タブレットPCを使用できる状況であるため、児童自身がタブレットPCを扱い、学習できる。

・写真①は、体育での跳び箱運動の様子。跳んだ後に自分の動きを確認するため、別の児童がタブレットPCで動きを撮影している。

・写真②は、グループの友達の動きを全員で確認し、跳ぶ時のコツについて話合っている様子。

・写真③は、教室でのグループ学習の様子。

・写真④は、プロジェクター一体型ホワイトボードを活用した授業の様子。

埼玉県及び蓮田市小・中学校における県費負担教職員年齢構成表

	～20歳	21～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60歳	61歳～	計
1 蓮田南小	0	2	7	5	5	4	0	1	3	1	0	28
2 蓮田北小	0	0	3	1	1	1	2	2	3	0	0	13
3 平野小	0	0	2	3	3	0	1	2	1	1	0	13
4 黒浜小	0	0	5	2	3	2	2	1	3	0	2	20
5 蓮田中央小	0	1	2	7	3	1	2	4	6	1	1	28
6 黒浜西小	0	0	1	2	2	3	2	3	3	0	0	16
7 黒浜南小	0	0	3	2	3	1	1	0	3	0	1	14
8 黒浜北小	0	1	3	1	3	1	0	5	1	0	0	15
9 蓮田中	0	0	2	3	4	1	1	3	5	1	2	22
10 平野中	0	0	2	0	1	0	4	2	1	0	2	12
11 黒浜中	0	0	2	4	1	1	0	3	7	1	3	22
12 蓮田南中	0	1	1	5	2	1	0	4	5	3	0	22
13 黒浜西中	0	0	4	4	2	0	1	3	3	1	3	21
蓮田市全体	0	5	37	39	33	16	16	33	44	9	14	246
全体に対する割合(%)	0	2	15	16	13	7	7	13	17	4	6	100
埼玉県全体	0	1,426	4,492	4,219	3,204	2,166	2,140	3,089	5,148	715	660	27,259
全体に対する割合(%)	0	5	16	15	12	8	8	11	20	3	2	100